

一般名処方に関するお知らせ

当院では一部のお薬に対して、一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することを指します。これにより、先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば自由にお薬を選んでいただけます。

しかし、現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。そのため保険薬局にて、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、お薬の選択について患者様にご相談させていただく場合があります。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和8年6月1日

市立豊中病院